

徳島県医師会選挙管理委員会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、徳島県医師会定款施行細則（以下「細則」という。）第8条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規則は、定款第21条第2項に規定する代議員会議長及び副議長（以下「議長等」という。）、同第32条に規定する理事及び監事（以下「役員」という。）、同第49条に規定する裁定委員、並びに日本医師会代議員及び予備代議員（以下「日本医師会代議員等」という。）の選挙について適用する。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第3条 選挙事務を管理するため、本会に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の職務)

第4条 委員会は次の各号に定める事務を管理する。

- (1) 選挙に関する告示
- (2) 立候補及び候補者の推薦、候補辞退などの届出の受理
- (3) 投票及び開票の管理
- (4) 当選者の確定
- (5) その他選挙事務の管理に関する事項

(委員会の組織)

第5条 委員会は5人をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長1人、副委員長1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 4 委員長は委員会を代表し、その事務を統括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 委員に事故あるときは当該委員の所属ブロックの予備委員がその職務を代行する。

(委員の選任)

第6条 委員会の委員は、県内医師会を次項に定める4ブロックに分けそれぞれ定数に従って委員5人と予備委員5人を選出する。

- 2 第1ブロック（徳島市医師会・徳島大学医師会）定数2名
- 第2ブロック（阿南市医師会・小松島市医師会・海部郡医師会・徳島西医師会）定数1名

第3ブロック（鳴門市医師会・板野郡医師会・名西郡医師会）定数1名
第4ブロック（吉野川市医師会・阿波市医師会・美馬市医師会・三好市医師会）定数1名

3 選出方法は、前項ブロック毎で各医師会選出代議員中より、くじによる抽選を代議員会議長が行う。

4 当選した代議員は、これを拒否してはならない。

5 委員は、県医師会役員及び裁定委員を兼任することはできない。

6 委員は、代議員会の承認を得て会長が委嘱する。

（委員会の運営）

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長がこれにあたり、その決議は、委員5人が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。

3 委員に事故があるときは、当該委員の所属ブロックの予備委員に出席を求めて、5人で決議する。

（委員の任期）

第8条 委員及び予備委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。ただし、後任者が選出されるまでは、なおその職務を行う。

（委員の資格喪失）

第9条 委員又は予備委員が、代議員会において実施される選挙の候補者となり、若しくはその役職に就任したときは、その資格を喪失する。

2 同ブロック内で委員、予備委員ともに前項の規定に該当したときは、議長は、代議員会において選挙開始までに補充の抽選をしなければならない。

（選挙告示）

第10条 委員長は、選挙期日から20日前までに、次の事項を定め、葉書もしくはホームページで、速やかに会員にこれを通知しなければならない。

（1）選挙期日及びその場所に関する事項

（2）候補者の届出期間に関する事項

（3）その他必要と認めた事項

第3章 選挙権及び被選挙権

（選挙権の行使）

第11条 選挙権を行使することができる者は、選挙の行われている代議員会に現に出席している代議員とする。

（被選挙権者）

第12条 被選挙人となるべき者は、自ら立候補した会員及び他の会員より推薦を受けた会員とする。

第4章 候補者の届出等

(立候補、候補者の推薦の届出)

第13条 役員、議長等、裁定委員、及び日本医師会代議員等に立候補しようとする者は、選挙の日の14日前の午後5時までに、書面をもって委員長に届出なければならない。

2 役員、議長等、裁定委員、及び日本医師会代議員等の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾書を添えて前項の期限までに、書面をもって委員長にその推薦の届出をすることができる。

3 前2項の書面には、候補者となるものの氏名、住所、年齢(推薦届出の場合においては、推薦届出者の氏名、住所)を記載しなければならない。

4 役員、議長等、裁定委員、日本医師会代議員等の立候補者数が定数に満たないときは、補充立候補の届出をすることができる。

5 前項の規定による補充立候補者の届出は、選挙の7日前の午後5時までとする。

6 役員に立候補した代議員は、代議員を辞任しなければならない。その場合定款施行細則第6条の規定によりあらかじめ定められた順位により予備代議員がその職務を行う。

7 同一人が、同時に異なる2以上の役員に立候補してはならない。

(候補者の告示)

第14条 候補者の届出があったときは、委員長は候補者の氏名を、また候補者が定数に充たないときは、その不足数を、届出期間終了後速やかに、葉書もしくはホームページにより会員にこれを通知しなければならない。

(候補者の辞退)

第15条 候補者が候補を辞退しようとするときは、選挙前日の正午までに本人の意思により委員長に書面を提出することにより辞退することができる。

第5章 投票及び開票

(選挙の方法)

第16条 選挙は投票の方法により行う。

2 投票は、役職別に行うものとする。

3 投票は、各役職毎に記号式無記名投票とする。

4 議長は、投票に入る前、選挙に関する事項を宣言した後、議場を閉鎖し、委員会に選挙事務をとりおこなわせるものとする。

(投票所)

第17条 投票所は、代議員会の議場内に設けなければならない。

(投票用紙の様式)

第18条 記号式投票における投票用紙の様式は、別記第1号から第8号様式のとおりとする。

2 投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序の決定方法は、届出順とする。

3 委員会において投票用紙を作成後に、候補者が死亡若しくは立候補を辞退

した場合は、当該候補者に関する部分に縦2本の黒色の線を表す印を押し、削除するものとする。

(投票用紙の記載方法)

第19条 投票は、会長を希望する理事、代議員会議長及び代議員会副議長の選挙にあつては単記記号式無記名投票、会長を希望する理事を除く理事、監事、裁定委員、日本医師会代議員及び日本医師会予備代議員の選挙にあつては定数連記記号式無記名投票とする。

2 投票用紙の記載方法は、記載する欄に○の記号を自書する方法とし、定められた投票箱に投票するものとする。

(投票用紙の配布)

第20条 委員長は、投票の前に所定の投票用紙を選挙権者に配布し、配布もれの有無を確かめなければならない。

2 委員長は、投票に先立って選挙立会人に投票箱を改めさせなければならない。

(投票箱の閉鎖)

第21条 委員会が、投票箱を閉鎖しようとするときは、投票もれの有無を確認した後、委員長からその旨を選挙権者に報告しなければならない。

(無効投票)

第22条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 1 正規の投票用紙を用いなかったもの
- 2 投票すべき候補者氏名の上の○をつける記載欄以外に○の記号をつけたもの
- 3 記号式投票用紙に、候補者の定数に過不足の○の記号のあるもの

(開票)

第23条 投票は各選挙につき、投票の多数を得たものをもって当選者とする。得票の数が同じ時は、委員長が抽選してこれを定める。

2 ただし、会長を希望する理事は、投票総数の2分の1以上の票を得なければならない。2分の1以上の票を得た候補者がいない場合は、上位得票者2名で改めて選挙を行い、その高得票者をもって当選者とする。

(無投票当選)

第24条 候補者の数が、選挙する役員の定数以下の場合は、投票を行わず無投票当選とする。

(開票結果の報告)

第25条 委員長は、代議員会の議場において投票毎の投票総数、有効投票数及び無効票並びに当選者の氏名及び得票数、その他必要と認められた事項を報告しなければならない。

2 委員会は、当選者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

(当選の確定)

第26条 委員会が選挙後の代議員会で当選者を公表した時に、当選が確定する。

2 当選者が確定した後に、当選者が退任した場合、定款第33条第1項の規定に基づき補欠選挙を行うものとし、繰り上げ当選は認めない。

(新役員の公示)

第27条 委員会は、新たに役員等に就任した者の氏名を速やかに会員に通知しなければならない。

第6章 選挙運動の制限

(選挙の倫理)

第28条 選挙運動は、すべて公明正大を旨とし、いささかも本会会員としての品位をけがすものであってはならない。

(禁止事項)

第29条 選挙運動に関する文書(電子媒体によるものを含む。)又は演説は、虚偽もしくは他を誹謗する等のものであってはならない。

第7章 規則の改定

(規則の改定)

第30条 本規則の改定は、理事会の議決をもって行う。

附 則

- 1 本規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 従前の徳島県医師会選挙管理委員会規則は、平成25年3月31日をもって廃止する。
- 3 本規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 本規則は、令和4年5月1日から施行する。